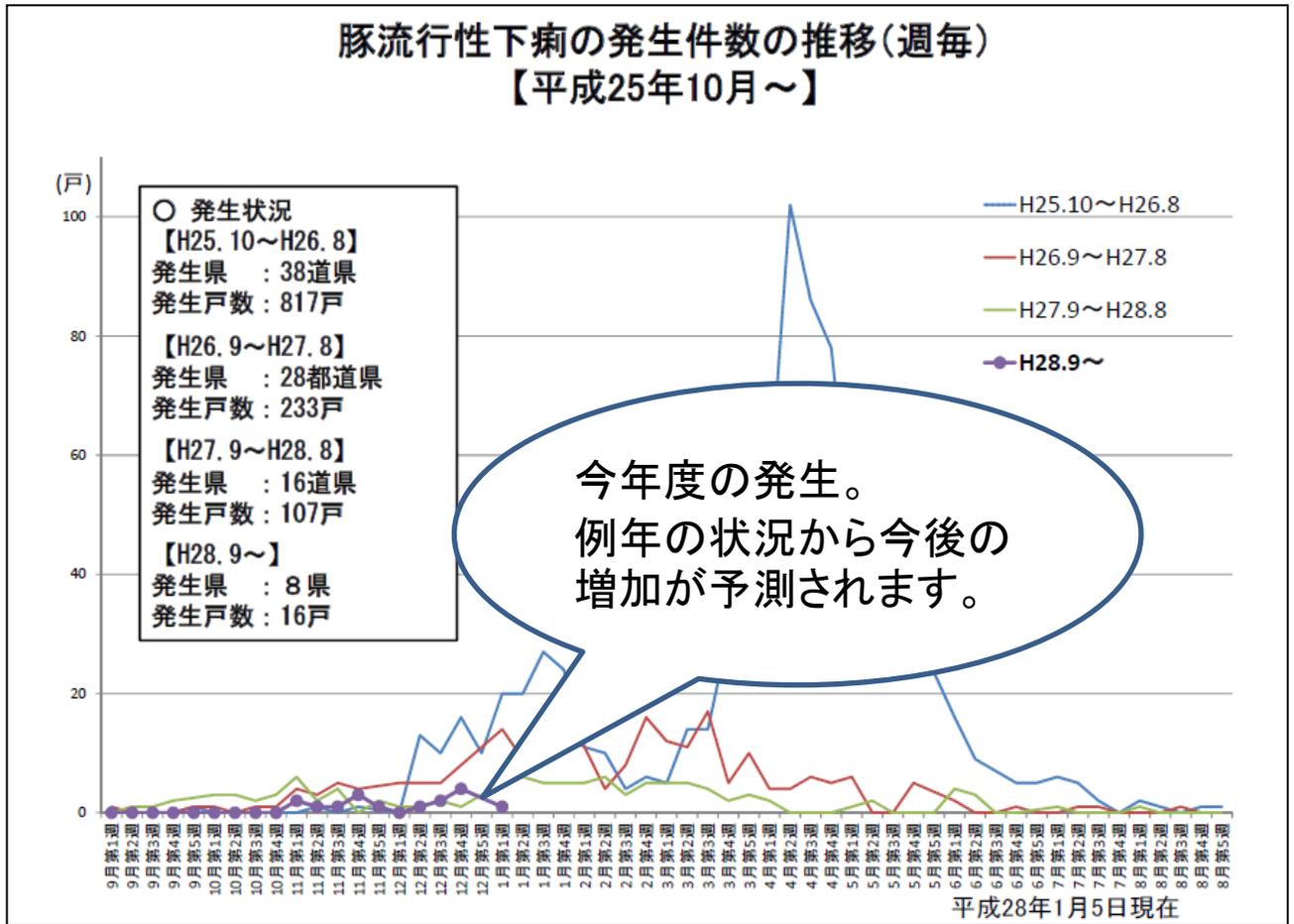


PED対策の再徹底をお願いします。

PEDの発生件数は最近では減少傾向にありますが、散発的な発生が続いています。対策にはウイルスを外部から持ち込まない事が重要です。特に豚の導入・出荷の際の車両などの消毒の徹底をお願いします。



農林水産省HP: <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/ped/attach/pdf/ped-79.pdf> より

★健康観察を徹底し、下痢・嘔吐・食欲不振・死亡等の症状を確認した場合、速やかに家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。

※平日時間外(午前8時30分～午後5時15分以外)や休日の電話は、「電話交換業務が終了しています」に続く、

「**お急ぎの場合は、そのまま「1番」**をダイヤル願います」の案内メッセージに従い、対応をお願いします。

中央家畜保健衛生所 (西濃総合庁舎内)

〒503-0838 大垣市江崎町422-3

TEL: 0584-73-1111(内線314) FAX: 0584-73-4422

E-mail: c24502@pref.gifu.lg.jp



ウイルス侵入防止のための消毒方法

① 車両の消毒

● 車両内部

- ・運転席のマット消毒
- ・ハンドル、ペダルの消毒
- ・荷台の消毒

～車内は、消毒液に浸した布や消毒噴霧器等を使用して清掃しましょう～

● 車両外部

- ・タイヤの消毒

～タイヤ周辺は汚れが付きやすいので、簡易消毒器やブラシを使用～

② 畜舎の出入り口における消毒

- ・消石灰等の消毒薬の使用
- ・消毒槽の設置

～有機物を十分に除去し、消石灰帯を設けるとともに、ビルコン等の踏み込み消毒槽を設置する～

※ブーツカバーを着用しても可

③ 手指の洗浄又は消毒

～石鹼やアルコールスプレーを用い、手指の洗浄、消毒を行う～

※使い捨ての手袋を着用しても可



消毒用噴霧器



踏み込み消毒槽



ブーツカバー

※と畜場など畜産関係施設での車両などの消毒も徹底してください。
※飼養衛生管理基準の徹底をお願いします。